

## ガバナンス研究部会（第227回）議事録

日時：平成28年12月16日（金）15:00～17:00

場所：学会館310号会議室

出席者：今井、板垣、井上、岡本、大関、小方、勝田、嶋多、中嶋、永井（郁）、永井（秀）、  
浜辺、林、宮澤、山本、山脇

### 【報告】

今井部長より11月26日に開催された第152回理事会の報告があった。

### 【定例研究発表】

#### 1 「次の会社法改正に向けての論点整理」（浜辺陽一郎客員部会員）

##### <概要説明>

- 会社法平成26年改正の付帯決議の社外取締役義務付けは、もう不要になったようだが、代わりにCGCの制定、近時の会社紛争等に対応するため次の法改正に向け、商事法務研究会や経産省などで検討が始まっているので、それらを整理してみたい。
- 株主総会関係では、定款変更に関する株主提案という形を取った株主提案権の濫用的な行使をどう掣肘するかという問題がある。株主提案の拒絶事由を設けるべきか、提案できる議案の数の制限などが提案されている。
- IT時代に対応する株主総会資料の新たな電子提供制度に関する検討は、新たな電子提供制度を利用する場合には、原則として書面請求権は維持するものの、定款の定めにより書面請求権を排除できるようにするか、あるいは新たな電子提供制度に書面請求権を設けないようにするかということが論議されよう。
- 取締役関係では、監査役会設置会社では、「重要な業務執行の決定」は、取締役会に上程することが強制されるが、これの範囲に関する法的解釈を整理する問題、この規制の見直し、社外取締役の役割・機能の見直し、取締役の報酬の決定の仕方の問題がある。
- 役員の損害賠償責任に関しては、責任追及された場合の会社が当該損害賠償責任額や争訟費用を補償することについての規定、D&O 保険に関する規定、取締役の責任追及訴訟における提訴の判断についての社外役員の活用や訴訟委員会の設置、株主代表訴訟における会社の関与、補助参加の利益が不要でよいか等の論点がある。
- その他には、社債に関する見直し、利益供与の禁止規定の見直し、自己新株予約権の処分、株式買い取り請求権、罰則見直しなどがある。

##### <討議・意見>

- 「重要な業務執行の決定」を業務執行取締役に委任できるようにするという事は、現行の特別取締役の規定（会373条）がどうなるのかという疑問がある。現在ほとんど活用されていないのは事実だが。
- 取締役の責任追及の可否に関し、米国では訴訟委員会の判断が裁判所でも尊重されているが、日本の社外取締役の現状からして、とても任されるものではない。反対だ。
- 株主提案権を制限していくというのは大きなテーマと思うが、株主提案権の拒絶事由

を設けたり、提案件数を限定するという他に、現行の法定議決権割合を更に引き上げ、より重要な株主の提案権を保証するようにしていくという考え方もある。

- 取締役の報酬決定は、総額のみ株主総会に諮り、配分は代表取締役に一任するのが一般的だが、パフォーマンスとは見合わない報酬を抑制する必要がある。従業員を犠牲にしての報酬アップなど許されない。
- 改定の叩き台になっている事項は、「攻めのガバナンス」に偏っていて、「守りのガバナンス」の項目が少ないことが懸念される。
- 次の法改正が具体的検討段階に入ったら、当ガバナンス研究部会でパブリックコメントを提出するようにしたい。

## 2 「内部統制における過剰対応と二つの内部統制制度の統合」(板垣隆夫部会員)

### <概要説明>

- 内部統制が会社法、金商法に導入されてほぼ10年たち、ガバナンスの向上強化に貢献したと考えられるが、現在形式的に墮し形骸化してきているという批判があり、また運用の更なる厳格化＝過剰規制という問題も起きている。
- 具体的な問題点として、1) 多くの国では何らかの形で会社が内部統制の整備状況を評価・開示し、第三者(会計士)がチェックする制度は存在しているが、二つの内部統制制度(会社法と金商法にもとづく)が並列で存在しているのは、日本だけである。当然制度対応上の重複や非効率性が発生している。2) 不祥事の発生後に「開示すべき重要な不備」を開示する例が多く、事前評価として実効性が欠ける。3) 本来外部評価に馴染まない内部統制に対し、財務諸表監査と同等レベルの監査人による「監査」を義務付けたことにより、主体的であるべき経営者評価が監査人の監査を受けるために適合した評価に矮小化されてしまった。4) 導入当初の緊張感が失われマンネリ化していく中で制度の形式化、形骸化が進み、実効性を失いつつあるという問題がある。
- こうした状況から脱却するために、企業が規模や業容に応じて自主的に構築・運用する、過剰統制を是正し、不断の見直しを行うPDCAの確立、全社統制の重視と分かり易い業務プロセス統制評価、監査役が三様監査の要の役割を果たすなどの努力が必要だが、抜本的に最終的には二つの内部統制制度の制度的統合が必要と考える。

### <討議・意見>

- 全体的に内部統制の導入から現在まで経緯と問題点がよく整理されているが、更に論点を整理し、論文形式にし、7頁以内にまとめるように努力されたい。
- 過剰統制というが、日本国内なら大まかな“三方よし”や“暗黙知”で許してもらえるかもしれないが、グローバルに展開している企業の場合、海外独禁法・米国FCPA・英国BA等に対処するためには、一つひとつの意思決定に手続きを踏み、文書の裏付けがないと責任追及に耐えられない。それなりのプロセスを確保する必要がある。
- 二つの内部統制の統合も現実的とは思われない。会社法のカバーする会社の範囲と金商法のそれとでは違う。また、それぞれ別個に存在して監査なりチェック機能を保持するというのはガバナンス上必要なことではないか。

【次回開催日】 1月20日（金）午後3時 学生会館309号会議室